

博多旧市街セレクションの登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、博多旧市街セレクション（以下「セレクション」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(セレクション登録の届出)

第2条 セレクション登録をしようとする者は、次に掲げる場合を除き、市長に対して、あらかじめセレクション登録届出書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

- (1) 市がその構成員である団体が登録する場合
- (2) 国又は地方公共団体が登録する場合
- (3) 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が登録する場合
- (4) その他市長が届出を要しないと認める場合

(決定)

第3条 市長は、前条の届出を受けた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、セレクション登録を決定するものとする。

- (1) 観光商品が、他の地域で定番化されておらず、「博多旧市街」の特有性が認められるもの
なお、特有性とは、博多旧市街エリア内（博多駅を含む）の店舗等（ネット販売に限る事業者については、エリア内にどのような還元がなされるかを確認のうえ判断）で商品が販売されること、また、博多旧市街の歴史・伝統・文化に関連性があり、分かりやすく博多旧市街のPRに繋がる内容が込められた商品であることをいう。
- (2) 上記（1）でいう観光商品については、「宿泊」「土産」「体験」に関する商品とする。
- (3) 市の信用や品位を損なうおそれがない場合
- (4) 法令や公序良俗に反する事業、又はそのおそれがないと認められる場合
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員を利するおそれがない場合
- (5) その他、セレクション登録することが適当と市長が認める場合

(通知)

第4条 市長は、前条の規定により登録決定又は登録不可の決定を行ったときは、セレクション登録をしようとする者に対し、決定通知書（様式第2号又様式第3号）により速やかに通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 市長は、前条の規定によりセレクション登録の通知を行った後において、次に掲げる場合に該当すると認められるときは、当該決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、第4条の規定による決定を受けた者（以下「使用者」という。）に対して取消通知書（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

(1) 使用者が第3条に掲げる要件に該当することが判明したとき。

(2) 届出の内容が事実とは異なることが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、セレクション登録を決定することが適当でない認められる事実が判明したとき。

2 決定の取り消しにより登録者に損害が生じても、市はその責任を負わない。

(登録期限)

第6条 登録者は、決定通知書に記載された登録期間の範囲内でセレクション登録することができる。

(観光商品販売状況の確認)

第7条 市長は、セレクション登録決定された観光商品の販売状況等を確認するため、登録者に対して、資料の提出又は報告を求めることができる。この場合において、登録者は、速やかにこれに応じなければならない。

(権利設定の禁止)

第8条 登録者は、ロゴに新たに商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録してはならない。

(紛争の解決)

第9条 登録者は、セレクション登録に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(登録者の物品等に対する責任)

第10条 セレクション登録した登録者が製造、加工又は販売した物品等に係る安全性、品質等については、市が保証するものではなく、すべて登録者が責任を負うものとする。

(事務)

第11条 セレクション登録に関する事務は、経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、セレクションの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。